

# 岩手県肝炎対策計画の改正について

## 1 基本的な考え方

岩手県肝炎対策計画は、平成 21 年 3 月に 7 カ年計画として策定され、平成 25 年 3 月に第 2 期計画（5 カ年）、平成 29 年 3 月には第 3 期計画（5 カ年）として位置づけ計画を改定している。

第 3 期計画の期間が令和 4 年度で満了することから、令和 4 年 6 月に改正された国の指針の改正内容を踏まえて見直しを行う。

## 2 指針の主な改正内容

- ・肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B 型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を目標とする。
- ・職域での肝炎ウイルス検査について、現在までの状況を確認したうえで、関係者の理解を得ながらその促進に取り組むことを改めて強調。
- ・普及啓発について、かかりつけ医からの検査勧奨を進めるよう強調。
- ・肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取組みをさらに強化。

## 3 見直しの方向性

現在の岩手県肝炎対策計画（第 3 期計画）は、国の肝炎対策基本指針に基づき、岩手県肝炎対策協議会等での協議を経て策定されている。

第 4 期計画においても、国の指針を踏まえつつ、岩手県として取り組むべき事項等を盛り込んだものとなっており、今回の国の指針の改正内容が概ね盛り込まれていることから、今回の計画の改正については第 3 期計画の方向性を周到し、指針で示された新たな内容を盛り込んで見直しを行う。